

国税・地方税共通

# Q8-1 物流特区の税制はどのようなものですか？



**A** 所得控除、投資税額控除、特別償却のほかに  
関税関係の優遇措置もあります。

税制の種類	税制の内容	対象事業 Q3
<b>国税</b> 所得税	<b>所得控除 Q20-1</b> 国の事業認定と沖縄県の特別事業認定を受けた青色申告法人 ▶一定の所得金額×40%を申告書で損金算入	<b>特定国際物流拠点事業</b> ①倉庫業 ②こん包業 ③特定の無店舗小売業 ④特定の機械等修理業 ⑤製造業 ⑥航空機整備業
	<b>投資税額控除 Q16</b> 対象地域内において国際物流拠点産業の用に供するいずれかの規模の資産を <b>新・増設</b> した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置で、一の生産等設備の合計が100万円超 ▶機械・装置の取得価額×15%、建物・建物附属設備の取得価額×8%を法人税額から控除	<b>国際物流拠点産業</b> ①倉庫業 ②こん包業 ③特定の無店舗小売業 ④特定の機械等修理業 ⑤製造業 ⑥航空機整備業 ⑦卸売業 ⑧特定の不動産賃貸業 ⑨道路貨物運送業
	<b>特別償却 Q17</b> 対象事業者、設備の規模要件について同上 (青色申告個人事業者も対象) ▶機械・装置の取得価額×50%、建物・建物附属設備の取得価額×25%を特別償却	
<b>対 象</b>		<b>内 容</b>
<b>関税(保税地域の許可手数料の軽減)</b>	<b>国の事業認定を受けた事業者(個人事業者を含む)</b> ※主務大臣が認定	対象地域内で保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を2分の1に軽減する。
<b>関税(保税地域に係る特別措置)</b>		外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率と製品に対する関税率とのいずれかを選択できる。※通常は原料課税一択
<b>地方税</b>	<b>事業所税(那覇市のみ)</b>	那覇市において設置される国際物流拠点産業の事業の用に供する施設の取得価額の合計額が①1,000万円以上の機械・装置、器具・備品、②1億円以上の建物・建物附属設備の <b>新設</b> をした個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除
	<b>事業税 Q22<sup>(※2)</sup></b>	対象地域内において、取得価額の合計額が1,000万円超の国際物流拠点産業の用に供する特別償却適用設備 <sup>(※1)</sup> を <b>新・増設</b> した <b>青色申告個人事業者及び青色申告法人</b> <b>新・増設から5ヵ年間、新・増設に係る事業税の課税免除</b>
	<b>不動産取得税 Q22<sup>(※2)</sup></b>	①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部 に対する不動産取得税の課税免除
	<b>固定資産税 Q22<sup>(※2)</sup></b>	物流特区内において、国際物流拠点産業の用(倉庫業用を除く)に供する①②いずれかの設備を <b>新・増設</b> した <b>個人事業者及び法人</b> ①取得価額の合計額が1,000万円超の特別償却適用設備 <sup>(※1)</sup> ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置 ▶家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除

参考法令等 ・沖振法46、47、48、49 ・租特法12、42の9、45、60 ・地税法6 地税法附則33、各自治体課税免除条例  
 ・関税法4①二・関税暫定措置法13

(※1) 租特法42の9(税額控除)又は租特法45(特別償却)の対象となる資産であって、必ずしも同法を適用した申告をしていなくても課税免除の対象となります。  
 (※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

- 対象地域(Q2参照)(1)那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市  
(2)うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区)
- 特別償却・投資税額控除の**一の生産等設備**取得価額の合計額は**20億円**を限度
- 投資税額控除の控除限度額は法人税の**20%**(繰越税額控除**4年間**)
- 申告書記載例(Q16、Q17、Q20-1参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

**【国税関係の適用期限】**  
 特別事業認定期限…平成31年3月31日  
 所得控除を受けるために必要な事業認定期限…  
 平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで  
 設備等取得期限…  
 平成31年3月31日(投資税額控除、特別償却)

# Q8-2 物流特区の用語の説明をお願いします。

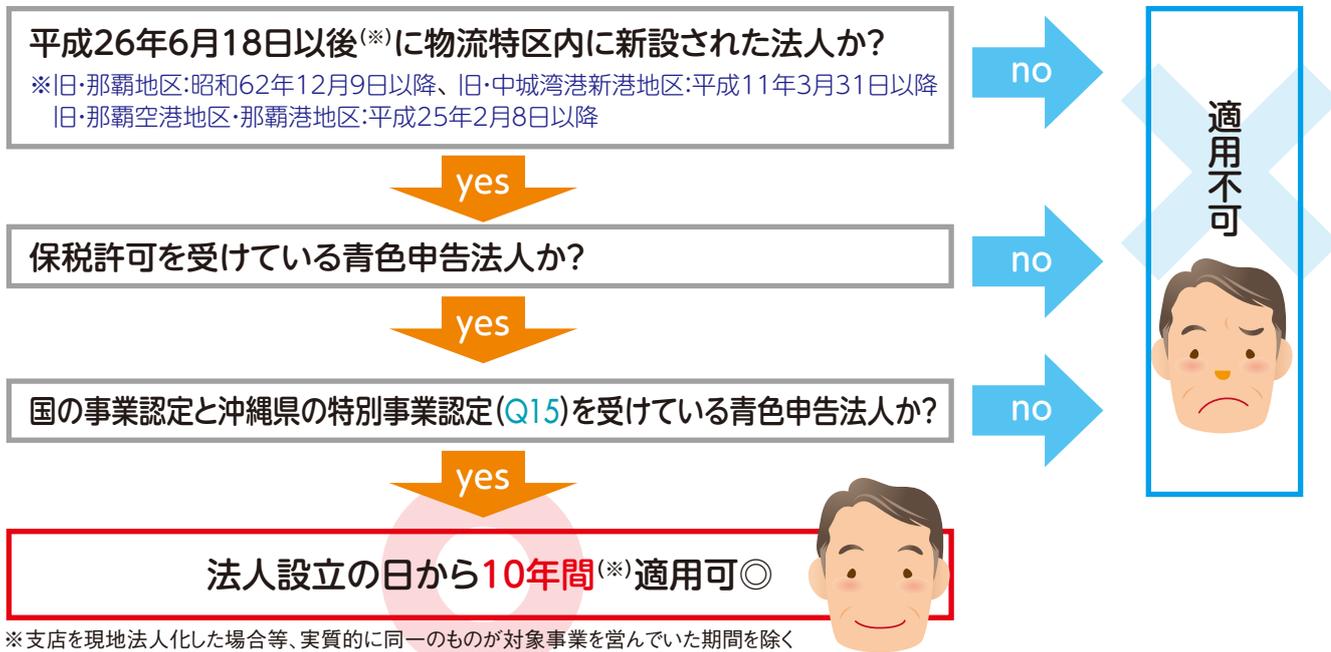


## A 次の表でご確認ください。

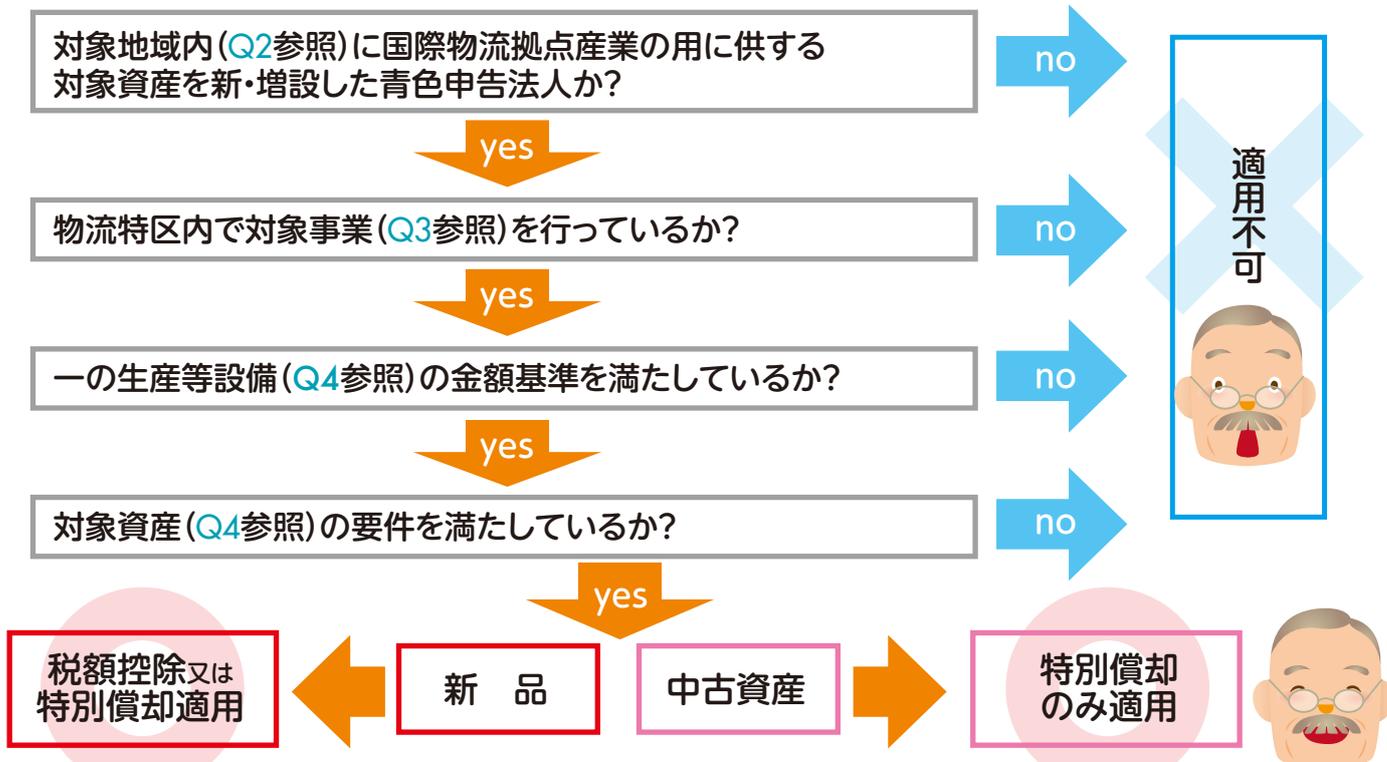
用語	解説
国際物流拠点	<p>国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。沖縄においては、相当量の貨物を取り扱う開港又は関税空港である那覇空港、那覇港及び中城湾港が該当する。物流特区には、那覇港及び那覇空港と隣接・近接している区域として「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」、また中城湾港の中心区域として「うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区)」が指定されている。</p> <p>(沖振法3、国際物流拠点産業集積計画)</p>
中城湾港新港地区	<p>湾港法第3条の3第1項の規定により、中城湾港港湾管理者が定めた港湾計画による「新港地区」を指す。ただし、西ふ頭陸地側の都市機能用地を除く。(下の図の赤枠内が対象地区)</p> <p> <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区)  <span style="background-color: lightblue; border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle; border-style: dashed;"></span> 青枠・斜線部分は、旧・中城湾港新港地区(特自質)の区域         </p>
特定の無店舗小売業	<p>店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け、商品販売する業であって、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。ただし、訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除く。</p> <p>(沖振令4の2①五)</p>
特定の機械等修理業	<p>機械や家具を修理する業であって、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。</p> <p>(沖振令4の2①六)</p>
特定の不動産賃貸業	<p>次の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業。</p> <p>(1) (規模) 地上階数が2以上で、かつ、床面積の合計が3,000㎡以上のもの</p> <p>(2) (構造) ①～⑤のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貨物自動車の駐車場を有する構造</li> <li>② 貨物自動車の荷台と同じ高さの段差を有する構造、貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを行う車両用の車路を有する構造その他貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うための構造</li> <li>③ 上階に通ずる貨物自動車用の車路を有する構造又は物資の運搬に供するエレベーターを有する構造</li> <li>④ 耐火性能及び耐震性能を有する構造</li> <li>⑤ 仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造</li> </ul> <p>(3) (設備)</p> <p>(2) (構造)②の段差と一体的に設置される設備であって貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うためのもの</p> <p>(沖振令4の2①七、物流特区認定令2)</p>

# 優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

## 国税 所得控除を適用する場合のチェックシート



## 国税 投資税額控除、特別償却を適用する場合のチェックシート



### ここが Point

- 所得控除が適用できるのは、物流特区内で新規設立した法人(個人事業者は該当しない)で国の事業認定と沖縄県の特別事業認定を受けているものに限られています。
- 事業認定や特別事業認定を受けていない既存の青色申告法人でも、税額控除と特別償却は適用できます。
- 個人事業者は青色申告事業者であれば、特別償却のみ適用できます。

## 物流特区における所得控除に必要な手続き

### ワンストップ相談窓口 [沖縄県産業振興公社]

事前相談、作成支援、特別事業認定の事前審査

申請

### 事業認定 [内閣府]

#### 優遇措置

【保税地域の許可手数料の軽減】対象地域内で保税蔵置場等の許可を受けたものが納付すべき手数料を2分の1に軽減。

【課税物件の確定に関する特例】外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率と製品に対する関税率とのいずれかを選択できる。※通常は原材料課税一択

#### 認定要件

- ① 特区内の土地又は施設について保税蔵置場等の許可を受けて事業を行おうとするものであること。
- ② 関税法上の保税蔵置場等に関する要件(暴力団員等でないこと、業務を遂行する十分な能力を有すること等)を満たすものであること。

申請

### 保税許可 [沖縄地区税関]

#### 許可要件

関税法43に定める事項に該当しないことを沖縄地区税関が確認。

※以下、例示・概要

- ① 関税法により課される負担に耐えうる資力
- ② 保税地域の業務を遂行する十分な能力
- ③ 位置や設備の妥当性
- ④ 利用の見込み・利用価値

※保税許可と特別事業認定の順序は問わない。ただし、事業認定後1年以内に保税許可を取得しない場合は、事業認定は失効し、それに伴い特別事業認定も失効する。

申請

申請

### 特別事業認定 [沖縄県]

#### 優遇措置

#### 【所得控除】

法人設立から10年間、各事業年度の一定の所得金額の40%を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(Q20-1参照)

#### 認定要件

以下のすべてを満たすこと。

- ① 事業認定を受けていること。
- ② 区域内で設立された法人であること。
- ③ 区域内に本店又は主たる事務所を有すること。
- ④ 常時使用する従業員<sup>(注1)</sup>の数が15人以上であること。
- ⑤ 設立から10年以内<sup>(注2)</sup>であること。
- ⑥ 区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと。
- ⑦ 区域外事業所では、一定の業務<sup>(注3)</sup>以外の業務を行わないものであること。
- ⑧ 区域外の事業所における従業員数が常時使用する全従業員数の20%又は5人のいずれか多い人数以下であること。



**(注1) 常時使用する従業員** 以下の者は、「常時使用する従業員」には含まれない。

- ▶ 役員及び役員と特殊の関係にあるもの(親族、生計の支援を受けているもの等)
- ▶ 日々雇い入れられる者(1月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- ▶ 2月以内の期間を定めて使用される者(2月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- ▶ 季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者(4月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- ▶ 試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

(租特規則21の18④、⑤)

**(注2) 設立から10年以内** 合併法人又は継承法人については、前身が特区における対象事業を営んでいた期間を10年から減じた期間内であること。

(沖振令11②一、21②一、26②四)

※(注1)、(注2)は経金特区、情報特区においても同様

**(注3) 「一定の業務」とは、以下の業務をいう。**

- ▶ 役務や物資、製品に関する調査を行う業務
- ▶ 役務や物資、製品の広告・宣伝を行う業務
- ▶ 役務や物資、製品等の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- ▶ 役務や製品に関する情報の提供を行う業務
- ▶ 製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- ▶ 上記業務に付随する業務

(沖振令21②五)

※事業認定及び特別事業認定書類等はP29参照

